

農地売買事業申請チェックフロー

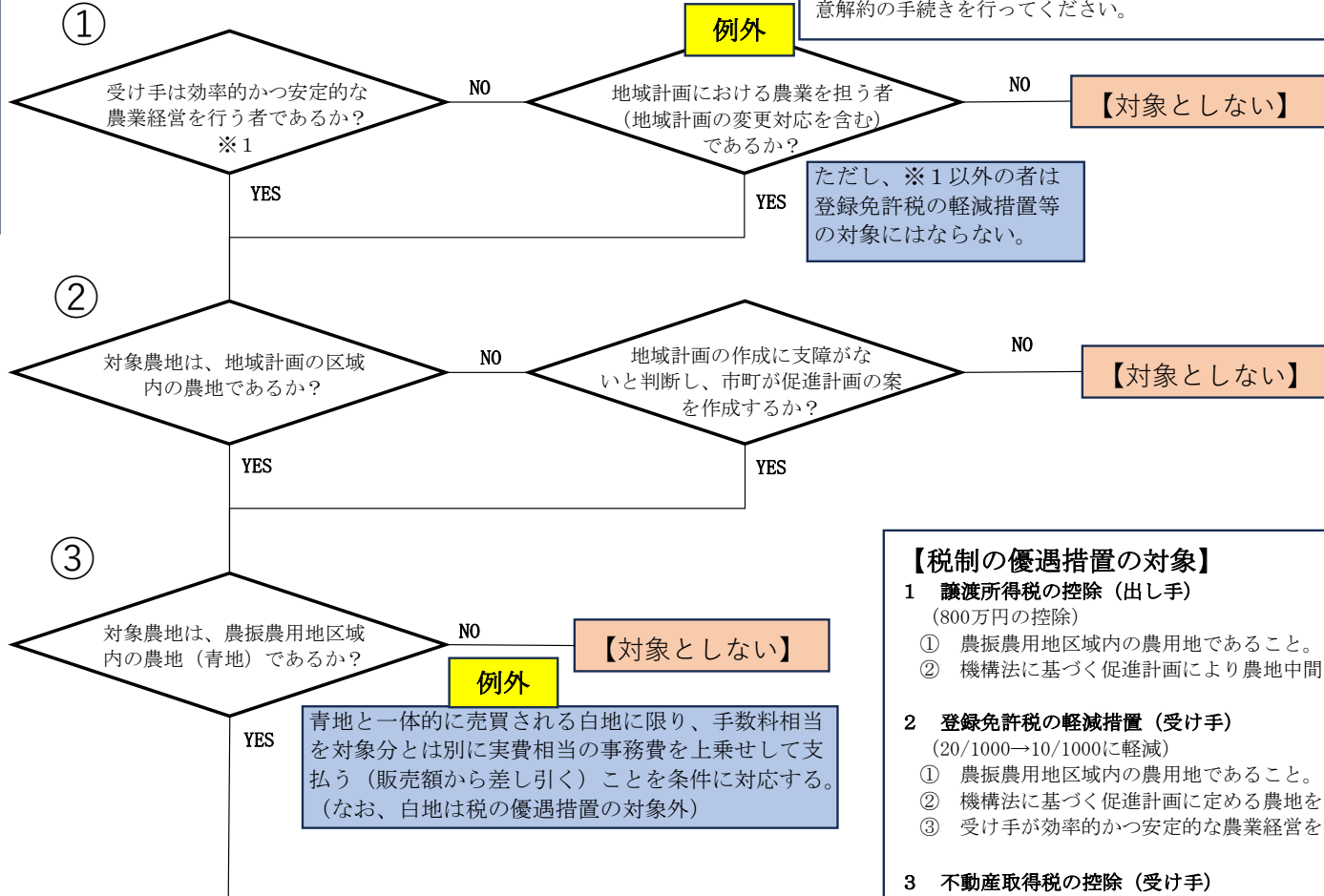
農地売買等事業で扱う農地等の確認（市町で確認）

【申請者が申請前に処理すべき事項】

- ・ 未登記の農地は、あらかじめ登記処理を行ってください。
- ・ 農地の一部を売却する場合は、あらかじめ分筆手続きを行ってください。
- ・ 共有名義の農地は、共有名義者の同意を得てください。
- ・ 抵当権等が設定されている場合は、あらかじめ解除してください。
- ・ 賃借権等の権原が受け手以外の第三者に設定されている場合は、あらかじめ合意解約の手続きを行ってください。

※1

- ・ 認定農業者
- ・ 特定農業法人
- ・ 認定就農者
- ・ 市町基本構想の効率的かつ安定的な農業経営の指標を満たす者
- ・ 規模拡大をしようとするもので一定の要件を満たす者



【対象とする（扱う）】

【税制の優遇措置の対象】

- 1 譲渡所得税の控除（出し手）**
（800万円の控除）
 - ① 農振農用地区域内の農用地であること。
 - ② 機構法に基づく促進計画により農地中間管理機構に譲渡すること。
- 2 登録免許税の軽減措置（受け手）**
（20/1000→10/1000に軽減）
 - ① 農振農用地区域内の農用地であること。
 - ② 機構法に基づく促進計画に定める農地を取得した場合
 - ③ 受け手が効率的かつ安定的な農業経営を行う者※1であること。
- 3 不動産取得税の控除（受け手）**
（不動産取得税の課税標準の1/3を控除）
 - ① 農振農用地区域内の農用地であること。
 - ② 機構法に基づく促進計画に定める農地を取得した場合